

奈良県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、いかるが溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 中西 和夫	生駒郡斑鳩町法隆寺北一一二一六
〃 福田 佳夫	〃 興留二一四一二五
監事 勝田 政宏	〃 高安一一六一四八
監事 福田 佳夫	生駒郡斑鳩町法隆寺北一一二一 〃 高安一一六一四八 〃 興留二一四一二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所